

第3回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会 議事録

日 時：平成26年1月17日（金）午後1時30分～午後3時00分

場 所：浜松市役所 北館101会議室

出席者：

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委員長	明治大学大学院政治経済学研究科	特任教授	中林 一樹
委員	静岡大学防災総合センター	教授	牛山 素行
委員	静岡大学防災総合センター	准教授	原田 賢治
委員	浜松市自主防災隊連合会	副会長	坂田 英夫
委員	浜松市 PTA 連絡協議会	母親委員長	佐藤 明美
委員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所長	天野 邦彦（欠席）
委員	静岡県西部危機管理局	局長	西川 久男
委員	静岡県浜松土木事務所	所長	守屋 文雄
委員	健康福祉部	部長	高林 泰秀
委員	産業部	部長	安形 秀幸
委員	都市整備部	部長	河合 勇始
委員	土木部	部長	倉田 清一
委員	中区	区長	大場 篤
委員	西区	区長	飯田 良昭
委員	南区	区長	内藤 春好
委員	北区	区長	内山 良彦
委員	消防局	消防長	牧田 正稔
委員	上下水道部	部長	刑部 勇人
委員	学校教育部	部長	花井 和徳（欠席）
委員	危機管理監	危機管理監	山名 裕

《指摘事項》

- ・ 推進計画区域の設定については、自然地形や標高などを含めて再検討すること。
- ・ 土地利用計画は「変更しない」と断定しているが、今後、静岡県が津波災害警戒区域の指定を行う予定であることを含めて、現段階で断定すべきではない。後に変更することも考慮し、推進計画に記述すること。
- ・ 施策の対象区域の考え方及び表示の仕方は再検討すること。
- ・ 減災目標の犠牲者8割減少の根拠を明確にすること。
- ・ 個別アクションの目標指標については、分母を明確にすること。
- ・ 津波湛水の早期解消においては、排水機場の耐震や耐水対策以外に、緊急排水計画についても記載すること。

【議 事】

＜第1回・第2回の指摘事項・提案事項への対応 資料1＞

事務局：資料1に基づき、第1回・第2回の指摘事項・提案事項への対応について説明した。主要点を以下に示す。

- ・「②脆弱性評価」鉄筋コンクリートや木造など建物の構造による違いを建物被災に考慮することについて、都市計画基礎調査に基づく3階以上の堅牢な建物を別途区別した修正図を示した。
- ・津波浸水想定区域内に立地する災害時要援護者関連施設について、夜間・早朝等従業員が少ない状況で被災するおそれがある入居・入所機能を持つ施設かどうかを評価した。防潮堤整備前は、災害時要援護者関連施設が125施設あり、そのうち屋内待避が可能な施設が約6割の72施設、防潮堤整備後は、施設数が36施設に減り、入居・入所施設で屋内待避が可能になる結果となった。ただし、1階建ての通所施設、保育園の7施設、3か所については、近隣、同一敷地内に津波避難ビルがあるため、「早期に避難できるよう避難訓練等を重ねる必要がある。」と指摘を加えた。
- ・産業への影響については、建物が全壊する場合は、営業再開困難として再度評価した。
- ・建物1棟当たりの災害廃棄物等の発生量から、建物数に応じて発生量を推計する方法を検討した結果、災害廃棄物等発生量は、防潮堤整備前で136万トン～260万トン、そして、防潮堤整備後は58万トン～114万トンになる結果となった。概算処理費用については、防潮堤整備前で245億円～475億円だったものが、防潮堤整備後は104億円～205億円になり、大きな効果が期待できる。
- ・防潮堤ができたから安心するのではなく、避難対策を怠りなくすることという指摘については、「防潮堤の整備により浸水リスクが低下した地域においても、防潮堤を過信せず、継続的な避難を心がける必要がある。」という文章を計画(素案)に明記した。

＜推進計画(素案)について 1-1から1-6まで 資料2＞

事務局：資料2に基づき、推進計画の全体像、計画の理念・目標、計画及び施策の期間の考え方、推進計画区域、土地利用計画、警戒避難体制の整備について説明した。主要点を以下に示す。

- ・推進計画は、第1章・第2章で「浜松市の地域特性・新たな被害想定」、第3章で「地域における津波防災上の課題」、第4章で「計画の理念・目標・基本方針」、第5章で「推進施策」、最後に、第6章で、「施策の評価(PDCA)」を記載する構成である。
- ・計画の理念は、「自助・共助と公助の取組連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り安心して暮らすことができる魅力あるまちを目指す」である。
- ・計画の理念に基づき、津波防災地域づくりの3つの目標を掲げている。1つ目

が「みんなで取組み、津波から命を守る」、2つ目が「津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する」、3つ目が「津波被災から市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする」である。

- ・当面の目標として、静岡県のアクションプログラム2013を参考に10年程度で「津波が要因の犠牲者を10年間で、8割減少させる」を掲げた。
- ・推進計画の区域は、南海トラフ巨大地震、レベル2の津波浸水想定区域、安政東海地震の推定津波浸水域を重ねて、その浸水域を含む町丁目かつ標高10m以下の範囲を推進計画の区域と考えた。
- ・土地利用計画については、防潮堤が5年程度で完成する予定であり、大きな減災効果が見込めるということから、津波浸水を踏まえた計画区域内の土地利用を変更することはしないとしました。

守屋委員：「犠牲者を10年間で、8割減少させる」と書いてありますが、これは、静岡県のアクションプログラム2013に合わせているのでしょうか。

事務局：静岡県の地震・津波アクションプログラム2013に合わせています。

守屋委員：その根拠は何でしょうか。

事務局：「8割」というのはアクションプログラム2013に同調してやっていくということです。また防潮堤を整備することで避難困難のおそれのある地域の人口が約1万6,000人から約3,000人程度に減少するため、中期の目標を「10年で、8割減少させる」という形にしました。

中林委員長：8割というのは、静岡県のアクションプログラムで、何かこういう理由で8割と、静岡県では根拠が上がっているのでしょうか。

事務局：静岡県の説明では、8割の根拠は説明されていません。浜松市の場合、防潮堤もあるので、それも加味した形で8割と考えています。

守屋委員：推進計画には書かなくてよいが、8割など数値を出すときには、根拠をしっかりとっていた方がよいと考えます。

事務局：了解しました。数字について再度、静岡県に根拠を確認します。

西川委員：おそらく、静岡県もあくまでも減災の努力目標ということで、死者を8割減らす目標を設定していると思います。静岡県危機管理部も、ある程度概算の説明はできるけれども、細かい説明になると少し苦しくなるのではないかと思います。

中林委員長：浜松市の推進計画の場合には、防潮堤をつくることを前提に考えています。その中で、8割という目標が、ハード対策とソフト対策も含めているので、根拠はきちんと書いておく必要があります。つまり、市民が防潮堤に100%依存するのではなくて、避難行動をしっかりと行って初めて、将来は100%死者をなくするという、メッセージがきちんと伝えられていることが大事です。最終的な計画のまとめでは、静岡県に数値根拠を確かめてもらうことになると思いますが、おそらく、静岡県もそのソフト面が入っているのだと思います。そこはきちんと伝えていくことが大事です。

事務局：了解しました。

守屋委員：静岡県浜松総合庁舎の周辺は、たしか標高5mぐらいの表記がされているので、推進計画区域を設定する際の標高10m未満の条件に違和感があります。

事務局：推進計画区域は、標高で決めているのではなく、レベル2の津波浸水域と安政東海地

震の推定津波浸水域を含む町丁目を基本としています。ただし、西側においては、町丁目が台地から山の付近までかなり広い区画になり現実的でないため、標高10mという閾値を設けています。

守屋委員：台地の下の地域を差別化するために10mの数字が必要というのは、何か数字がぼんと出た印象があります。

牛山委員：標高10m以下という話は、私も懸念を持っています。これを出すと「では、標高10m以下でないところは危険ではないのか」というような話になると思います。ただ、もともとは町丁目単位で推進計画区域を決めたかったけれども、山の中まで入ってしまうから別の条件をつけようということだったのではないのでしょうか。そうだとすれば、ただ単に町丁目を外して、レベル2の津波浸水想定区域と安政東海想定津波の浸水区域という条件だけでよいのではないのでしょうか。結局のところ山を町丁目の一部地域にして、町丁目の中の一部地域と書くようにするなどして、標高10mを出す必要はない気がします。

事務局：一部地域という表現も考えましたが、推進計画区域の線引きを明確にするために、標高10mという基準を設けました。

牛山委員：標高10mでも、その町丁目の中の一部であり、結局同じことになるから、新たな条件は足さなくてもよいのではないのでしょうか。

事務局：町丁目かつ沿岸部の一部ということでもよろしいでしょうか。

牛山委員：そうではなく、「レベル2の津波浸水想定区域及び安政東海地震想定津波浸水域」というだけでよいということです。

事務局：そうするとバッファゾーンが無くなります。

牛山委員：バッファゾーンをつくりたいのですね。

事務局：そのとおりです。最初は、レベル2の津波浸水想定区域と安政東海地震想定津波浸水域だけということだったのですが、ある程度の余裕を持ちたいのです。

牛山委員：そのような理由であったとしても、地形と関係ない条件を使ってバッファゾーンをつくるのは適切ではありません。それでしたら最初から、標高5mとか、標高10mとか、根拠は別に理由をつけて決めるべきではないのでしょうか。

中林委員長：平野部は、町丁目を基本的に取り入れています。浜名湖周辺になると、町丁目には山まで入って広がるので、そこまで広げたくないというのが趣旨なのではないでしょうか。

事務局：そのとおりです。

牛山委員：趣旨は理解しました。

中林委員長：問題は、その標高10mということがどこまで波及しているのかということです。

牛山委員：概念として難しいかもしれませんが、地形分類図で平地に分類されるところにするとか、いずれにしてもまだ検討の余地があると思います。

事務局：説明不足のところがあり、誤解を与えかねないので、もう一度精査をして、表現方法・線の引き方も含めて検討します。

守屋委員：土地利用計画は、「変更しない」としていますが、これから静岡県において津波災害警戒区域の指定などがあるので、まだ途中の段階で断定的に言わない方がいいのではないのでしょうか。

事務局：まず、津波災害警戒区域については、住宅の規制等というのはいかかりません。ただ、特別警戒区域になると住宅の建て方等に規制がかかります。それが指定されたときには、考え方を変えなければなりません。しかし、今のところは、そういった建物の規

制がかかる予定はありませんし、計画は、定期的に見直しますので、その際に事情が変わっていれば、推進計画を見直す方針でいます。

守屋委員：土地利用も、この推進計画である程度全体のスキームがあると思います。「今の段階でまとめた計画である」というところをしっかりと言う必要があると考えます。しっかりと明言しておけば、後々の変更もできるようになります。

牛山委員：土地利用計画のところで、「変更しない」と言い切るのはいかがなものかと思えます。それこそ、防潮堤ができたから、「もう問題なし」と言うのに等しい。

また、防潮堤ができたところで、津波浸水想定区域がまったくなくなるわけではない。何か既存施設を積極的にどんどん動かしていこうということや、強い規制はやらないにしても、例えば学校や高齢者施設など、脆弱性の高いものについて新規建設は認めないなど、また、海岸域から内陸域への移転を希望するのであれば何らかの助成をするなど、「まったくもって沿岸域は安全です」という考え方にしない方が良いと考えます。要するに、現段階では明言しない方が良いということです。

事務局：再度検討します。

中林委員長：計画に掲載した、将来都市構造図は、市全域における都市レベルの土地利用区分であり、この絵のレベルで将来構想を大きく変えるようなことは多分あり得ないと思えます。土地利用計画と言っていますが、日本の場合には、最終的にハード側をコントロールすることで土地利用もするというのが建築基準法や都市計画法の仕組みです。どれぐらいの土地利用のコントロールをするのか、あるいはまったくそれもしないということなのか、そこだけきちんと市として腹をくくる必要があるということです。従って、土地利用を将来とも変えないということよりは、将来の動向を踏まえて、より安全域に向かって土地利用を含めた検討の余地というものもあるのだと思えます。

具体的にどうするという事は書きにくいと思いますが、防潮堤ができた後も高齢社会がもっと進むわけで、より安全な土地利用を目指した変更の方法というものは残しておくべきです。事務局はもう少し検討を継続してください。

事務局：了解しました。

牛山委員：津波浸水想定区域外への避難や避難困難のおそれのある地域については、ハード対策以外の対策もしなければいけないのだということは強調した方が良いと考えます。ハード対策は具体的にどうするというような話は、第1章または第2章の中に記述されると考えてよいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

牛山委員：防潮堤の完成した後の5年後以降、「実施に時間を要するハード対策の促進」と明示されていますが、防潮堤以外のハード対策は、何を指しているのでしょうか。

事務局：河川堤防、道路橋梁のほか、下水道のマンホールの浮上防止対策などのことを指しています。

牛山委員：防潮堤は、ハード対策の核となる部分なので、むしろ具体的に明記した方が良いと思えます。つまり、防潮堤をまず着手するけれども、防潮堤が完成まで5年という話があつて、本来こういうものは時間がかかるはずなのだけれども、優先になっているから他のハード対策が遅くなるということ。そこが分かるようにした方が良いと考えます。

原田委員：施策の対象期間の考え方については、中期計画というのは現時点から始まっていて、完成するのが10年のイメージになるかと思えます。ソフト対策の部分の説明に短期的

に効果が発揮されるかというようなイメージで、5年ぐらいで終わってしまっているような図になっています。ソフト対策というのは5年ぐらいをめどに一通りのものを完成させてというイメージなのだろうと思いますが、ソフト対策は継続するので、この書き方を少し工夫してほしいと思います。

土地利用計画のところで、土地利用の規制と言っていた説明が、おそらく素案のp6下の「図1-1 いのちを守る津波地域づくりのイメージ」のイエロー、オレンジ、レッドの中のレッドの部分をイメージして説明していたと思います。イエローとかオレンジ、レッドの部分のイメージをもう少し分かりやすく、説明するべきだと思います。

事務局：了解しました。

<推進計画（素案）について 1-7から1-9まで 資料2>

事務局：資料2に基づき、津波防災地域づくり推進計画の基本的な方針と関連施策項目、施策の対象区域の考え方、各推進施策（アクション）を説明した。主要点を以下に示す。

- ・この計画には3つの目標と9つの基本方針ということで構成している。
- ・「目標1 みんなで取組み、津波から命を守る」の3つの基本方針としては、「津波浸水を低減、回避する。」「自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を推進する。」「安全に避難する。」を掲げている。その下に10の施策を考えている。
- ・「目標2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する」の3つの基本方針としては、「災害対応の核となる防災拠点施設の機能を確保する。」「防災拠点間をネットワーク化する重要幹線の機能を確保する。」「災害対応業務の実施体制の強化」を掲げている。この下に6つの施策を考えている。
- ・「目標3 津波被災から市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする」の3つの基本方針としては、「生活再建や復旧・復興活動の拠点を確保する。」「生活基盤を早期に復旧する。」「産業を早期に復旧・再建する。」を掲げている。その下に7つの施策を考えている。
- ・各施策は推進計画範囲の全ての範囲を対象に行うのではなく、レベル2津波浸水区域と周辺区域、レベル2浸水深2m以上の区域、防潮堤整備後のレベル2浸水区域の3つの対象に分けて行う。
- ・各施策は、117アクションを上げている。

西川委員：17.5kmの防潮堤建設に当たって、阿蔵山から土砂を運んだ後は、その跡地は平らになっていると思います。その跡地が応急仮設住宅の用地になるとか、あるいは仮設ではなくて、災害公営住宅に将来的に使っていかうとか、あるいは防災集団移転というのがあればその用地でもいいのか、あるいは企業誘致、あるいはそのための従業員の住宅用地とか、いろいろな具体的な計画ができると思いますが、現実的に今云々という話ではなくて、そういう災害応急、復旧・復興のための用地として活用できればよいと考えています。

河合委員：復興住宅について、主な検討状況を少し報告します。先ほど事務局から説明がありま

した応急仮設の必要な戸数というのは1万9,220戸、借り上げを別としてそれだけ建設が必要であります。今年度の調査では1万241戸の確保はできると考えておりますが、まだまだ足りません。選定する区域において現在、学校関係は省いており、今後は、小中学校、あと民間の土地、できれば、静岡県の土地の活用も見据えていきたいと考えています。

災害公営住宅については、静岡県、それと周辺の都市を含めて現在いろいろと調整をしています。

守屋委員：整備中の防潮堤の位置付けについて、「現在、防潮堤は海岸保全施設に該当しないとのこと。また津波防護施設にも該当しないとのこと」という記載は、完全に人ごとである印象を受けます。防潮堤は、この計画の中でかなり大きなものを占めていて、これからの安全を確保するためにも、しっかりと維持管理もしていかななくてはいけない。そういったものを何か防護施設なり何なりにしたいのだというような形の強い意思表示があってもよいと思います。

アクション所管で静岡県の課名については、静岡県と相談して記載方法を検討してください。

中林委員長：確かに、今の法律の枠組みで言うところ記載してあるとおりのものかもしれないが、浜松の津波防災地域づくりの目玉であるという話です。もっとポジティブな部分を市民に対してはきちんと示すことが大切だと思います。

原田委員：まず、第1章の中で防潮堤の整備の効果なり位置付けをどれだけ表現していくかというところにも関係してくると思います。

推進施策のアクションの中には、母数がハッキリしないものがあります。何に対するパーセンテージなのかを工夫してほしいと思います。

あと、学校関係、教育関係のところの項目がいくつかありますが、特に幼稚園とか保育所とか、私立の施設で小さな規模で数がたくさんあると思います。その部分もしっかりと書いて、フォローできるようにしてほしいと思います。

事務局：保育園については、私立にも津波避難マニュアルを配り、周知し、一緒にやっていく体制です。その辺はもう少し関係機関に確認して進めていきたいと思います。

中林委員長：確かに分かるようで分からないところがあります。教育や訓練の推進施策でいうと、「学校における防災リーダーの養成」の学校とは、何を指しているのかがよく分からない。数値目標の100%というのは、全員が防災リーダーになるということではないと思うし、その意味も少し分かりにくくなっています。

事務局：学校の防災リーダーについては、今、教育委員会で津波災害、風水害など防災に対して意識を高めようという動きがあり、各学校の教員の中でリーダーを育成するという計画があります。

中林委員長：すると、分母は学校の数でよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

中林委員長：そうすると、浜松市では、いわゆる地域の防災リーダーとかだけではなくて、学校にも学校防災のリーダーを設けるということでしょうか。

事務局：そのとおりです。浜松市の場合は、避難場所が190校ほどありますが、そのうちの75%が小中学校に避難することになっています。学校の役割の中には、災害時の避難所という大きな役割があるので、学校の施設管理者という立場だけではなく、教職員も防災を担う一員であるという意味で、各学校に教職員の防災リーダーをつくらんと所管課より聞いています。

中林委員長：それは、私立学校も含めて考えようということでしょうか。

事務局：まず、現状は公立学校を対象にします。ご指摘の点は、所管課にしっかり伝えておきます。

中林委員長：それから「保護者への周知100%」は、小中学校を対象としているのでしょうか。

事務局：公立の保育園です。周知を毎年やるということです。

中林委員長：では、既に実施済みということでしょうか。

事務局：そのとおりです。東日本大震災以降の取り組みです。提示した施策の中には、誰を対象としているのか、分からないものもありますので、対象を明記します。

守屋委員：p 8の概念図について、一番右側が防潮堤整備後で、この図だけ見ると、防潮堤を整備すると区域が広がるような印象を受け気になりました。

牛山委員：概念図は分かりにくいと思います。一番左側のレベル2浸水域（+周辺区域）の中に、一番右の防潮堤整備後のレベル2浸水域も含まれてしまう。これだと防潮堤整備後のレベル2浸水域では、避難所整備を市がやらないような表になってしまう。これは多分、だんだん範囲を外していかなければいけないはずで、全部の施策をやるのは、むしろ一番右側の防潮堤整備後・レベル2浸水域です。それで、左の方へ向かって段々とやるのが減っていくはずで、星取表のような書き方にでもしないと、おかしいと思います。

また施策の対象区域というゾーンがあって、それから今後、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域というゾーニングが出てくるので、いくつかの微妙に異なるゾーニングがあるというのは望ましくないと考えます。

事務局：津波災害警戒区域の指定についても、新聞紙上等で、静岡県は平成26年度から進めたいという話もあります。順番が逆になってしまっているようなところもあるので、今後、調整をしっかりとしながら、あまりいろいろなゾーン区分にならないように対応していきたいと思います。

中林委員長：先ほど原田委員からも指摘のあった素案に示されている「いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ」の図が、海に向かって浸水深の深いイメージがあって、その配合のようなことでこの説明をした方が分かり易いと思います。

事務局：必ずしも津波災害特別警戒区域とp 8の施策対象区域図が同じであるとは考えていませんでした。しかし概念的には、やはりこのようなイメージではっきり分かった方が良く分かりました。牛山委員から提案の星取表というような例示の説明も参考に再度作成します。

中林委員長：このp 8の3つのパターンが重なったときのイメージがまず正しく理解されないと、分かりにくいと思います。星取表のようにうまく作れば一番よいと思いますが、ただ、この図には時差がありますので注意が必要です。そこを工夫してほしいと思います。少なくとも凡例は必要です。

それともう一つは、この推進計画区域以外については、通常地震対策を行う。推進計画区域は、地震対策にプラス津波対策をやるということ、まず市民の方に理解していただかないといけないし、きちんと説明することが大事だと考えます。

事務局：このp 8の表については、非常に重要な表ですので、2月1日を予定している市民への説明会の前に、学識者委員に確認していただいてから市民の皆さんに公表するように進めていきたいと思っています。

河合委員：1点修正があります。市街化調整区域内の津波避難ビルの立地誘導の「立地誘導」は、

建てられない事情があっても、何でも建てられると思われてしまう可能性がありますので「立地許可」等の表現に修正をお願いします。

事務局：了解しました。

原田委員：津波湛水の早期解消の施策が、すべて排水機場の耐震補強になっています。しかし、一度津波により内陸が浸水した場合、その水をうまく排水するためには、例えば重機が必要であり、早期にどの重機業者と契約するかなど、被災後の湛水解消のための計画づくりを事前にしておくと、災害時もスムーズに対応できると思います。

事務局：ご指摘の内容は、緊急排水計画のことだと思います。これは津波に限ったことではないので洪水対策の方で、河川と農業関係課で連携して計画作成しているということをお管課より聞いています。

原田委員：その計画は津波も対象としているのでしょうか。

事務局：津波は含まれていません。このため洪水の計画を津波にも利用するというのが所管課の考えです。

原田委員：津波の場合を明確にしておかなくてもいいのでしょうか。

事務局：その点については所管課に確認します。

中林委員長：復興計画に関連しては、津波浸水想定区域だけを切り取って考えるのはおかしいので、市全体の被害も含めて、復旧・復興のことを考える必要があります。例えば、先ほどの仮設住宅の建設場所の問題、災害廃棄物等を処理するための空地確保の問題など、それらは、全市域での対応が必要であります。このため、事前の復興対策の検討については、特に津波浸水想定区域だけに限定するのではなく、全市域での位置付けが重要であることをどこかで示すことも重要です。

事務局：委員長の説明のとおり、復旧・復興の計画をつくる上で土地の有効活用が大きな課題であります。現在、地域防災計画の見直し作業を行っています。浜松市は、市所有の土地と建物が3,400ほどあります。そのデータを地理情報システム上に図化し、震度や津波浸水想定区域、土砂災害などの危険情報を重ね合わせて、施設を危険な箇所から外す作業をしています。また避難所などの利用用途を40程度に分け、重複しないように整理しています。このように全市域の全体計画の中で検討しています。

中林委員長：全市域の計画があつて、その中で「津波防災地域づくり推進計画」があるという位置付けをきちんと理解してもらうように、推進計画（素案）の冊子のp7の「本計画と関連計画の図」は重要です。これがあつて初めて、推進計画の全体像というものが分かるのだと思います。

事務局：委員の皆様のご活発なご議論ありがとうございました。最後に、次回の推進協議会の日程は、3月17日月曜日、午後3時から、アクトタワーの会議室を予定しています。詳細につきましては、事務局から委員の皆様にご連絡しますのでよろしくをお願いします。

また、住民説明会を2月1日の午前と午後、各1回ずつ、可美公園総合センターで行います。委員の方もご都合がつけばご出席いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、第3回「浜松市津波防災地域づくり推進協議会」を閉会いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上